

No.	対象となる品目
1	ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。) ロ ブラウン管式のもの
5	電動ミシン
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
10	フィルムカメラ
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(第2号に掲げるものを除く。)
13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(第1号に掲げるものを除く。)
14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(第3号に掲げるものを除く。)
15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
16	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
17	電気マッサージ器
18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
20	蛍光灯器具その他の電気照明器具
21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
22	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(第四号に掲げるものを除く。)
24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具
25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
26	パーソナルコンピュータ
27	プリンターその他の印刷装置
28	ディスプレイその他の表示装置
29	電子書籍端末
30	電子時計及び電気時計
31	電子楽器及び電気楽器
32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具